

令和3年度 国土交通省における木材利用推進状況

(全体の木材利用状況のとりまとめ表) ※1

事業区分	使用数量	令和元年度	令和2年度	令和3年度	主な用途
官庁営繕	木材使用量	618 m ³	348 m ³	1,307 m ³	官庁施設
	うち国産材 (国産材率)	359 m ³ (58.1%)	285 m ³ (81.9%)	1,161 m ³ (88.9%)	
公園	木材使用量	5,243 m ³	6,923 m ³	9,501 m ³	建築物、休養施設、遊戯施設、管理施設等
	うち国産材 (国産材率)	4,228 m ³ (80.6%)	4,610 m ³ (66.6%)	4,197 m ³ (44.2%)	
河川(河川・ダム・砂防・海岸)	木材使用量	7,667 m ³	16,980 m ³	14,709 m ³	護岸工、仮設材等
	うち国産材 (国産材率)	7,237 m ³ (94.4%)	9,533 m ³ (56.1%)	9,942 m ³ (67.6%)	
道路	木材使用量	4,855 m ³	5,112 m ³	3,999 m ³	樹木の支柱、用地管理用柵、木製防護柵等
	うち国産材 (国産材率)	4,321 m ³ (89.0%)	4,624 m ³ (89.3%)	3,590 m ³ (89.8%)	
住宅	木材使用量	15,248 m ³	9,922 m ³	7,877 m ³	低層木造公営住宅等
	うち国産材 (国産材率)	10,415 m ³ (68.3%)	6,457 m ³ (65.1%)	5,364 m ³ (68.1%)	
鉄道	木材使用量	1,137 m ³	452 m ³	587 m ³	駅施設(待合室、トイレ等)
	うち国産材 (国産材率)	1,062 m ³ (93.4%)	350 m ³ (77.4%)	529 m ³ (90.1%)	
港湾	木材使用量	946.6 m ³	925.2 m ³	1,241 m ³	仮設材、建屋材、看板等
	うち国産材 (国産材率)	293.7 m ³ (31.0%)	377.3 m ³ (40.8%)	457 m ³ (36.8%)	
合計	木材使用量	35,715 m ³	40,662 m ³	39,221 m ³	
	うち国産材 (国産材率)	27,916 m ³ (78.2%)	26,237 m ³ (64.5%)	25,239 m ³ (64.4%)	

※1 官庁営繕：国土交通省及び他省庁からの支出委任工事における木材利用状況

公園・河川・道路・港湾：国土交通省及び地方公共団体における木材利用状況

住宅：低層木造公営住宅等（公共供給）における木材利用状況

鉄道：各鉄道事業者における木材利用状況

○国産材等使用推進

国土交通省においては、各事業・部局毎に工事実施機関及び施工業者への呼びかけ、取り組みなどにより国産材等の木材利用推進を図っているところである。

(木材利用事例)



(官庁営繕) 瀬棚海上保安署(北海道久遠郡せたな町)
庁舎(内装等の木質化) 県産材を使用



(官庁営繕) 森林技術・支援センター
庁舎(木造化) (青森県北津軽郡中泊町) 県産材を使用



(都市) 国営平城宮跡歴史公園(奈良県奈良市):
第一次大極殿院南門



(河川) 吉野川水系祖谷川(徳島県三好市)
『砂防堰堤(残存型枠)』(徳島県産材を使用)



(道路) 新泉大津パーキング新築工事
4号湾岸線(泉大津大型専用パーキングエリア、大
阪府泉大津市)
※内壁仕上げに大阪府産材を使用



(住宅) 低層公営住宅(北海道大樹町)日方団地
「構造材に大樹町産材を使用」



(鉄道) 西日本旅客鉄道(株): 八木駅



(港湾) 八代港(熊本県八代市):
コンテナフレートステーション倉庫

国土交通省（大臣官房官庁営繕部）における木材利用推進状況

1 これまでの取組実績

(1) 各年（直近3ヶ年）の木造化・内装等木質化の実績

【官庁施設】※注1

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新営棟数	41	36	29
延べ面積(m ²)	128,165	66,111	23,282
うち、基本方針において積極的に木造化を促進するとされている公共建築物(棟) ※注2	17	13	14
延べ面積(m ²)	980	1,061	2,018
うち、木造化された公共建築物(棟)	15	12	14
(木造化率)	(88.2%)	(92.3%)	(100.0%)
延べ面積(m ²)	847	1,046	2,018
内装等が木質化された公共建築物(棟)	27	21	20
うち、新築等(棟) ※注3	19	16	10
うち、模様替え(棟)	8	5	10
木材使用量(m ³) ※注4	618	348	1,307
うち国産材の使用量(m ³)	359	285	1,161
(国産材率)	(58.1%)	(81.9%)	(88.9%)

注1：支出委任工事を含む。

注2：旧基本方針において積極的に木造化を促進するとされている低層の公共建築物とは、国が整備し完成した公共建築物（新築等）から、次に記す公共建築物を除いたものを集計。

○建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物。

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている公共建築物

(例示) ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設

・刑務所等の収容施設

・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設

・危険物を貯蔵又は使用する施設等

・伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物。

・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設

注3：木造化された公共建築物の棟数は除いたもので集計。

注4：当該年度に完成した公共建築物において、木造化及び木質化による木材使用量。

また、木造化を図った公共建築物の内、使用量が不明なものは、0.22 m³/m²で換算した換算値。

なお、内装等に木材を使用した公共建築物で、使用量が不明なものについての木材使用量は未計上。

2 木材利用推進に向けた具体的な取組や方策

(1) これまでの取組

- ① 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）及び「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定。以下「基本方針」という。）に基づき、「国土交通省の公共建築物における木材の利用の促進のための計画（令和3年度～令和7年度）」を定めた。（令和4年2月1日）

また、本計画が効果的に推進されるよう、国土交通省公共建築物木材利用促進連絡会議を設置し、省内関係部局間の円滑な連絡・調整等を行っている。

- ② 関係省庁等における木材の利用の促進が効果的に図られるよう、公共建築物木材利用促進関係省庁連絡会議を設置し、各省各庁間の円滑な連絡調整、公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の検討等を行っている。（令和3年12月13日開催）（平成22年度より実施）

また、各省各庁の副大臣等が出席し、今後の取組について意見交換等を行う「公共建築物における木材の利用の促進に関する関係省庁等会議」を開催した。（平成23年12月14日、平成26年1月17日開催）

（会議の構成）衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府、金融庁、宮内庁、警察庁、公正取引委員会、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院、会計検査院

- ③ 国が整備する公共建築物における木材利用の目標達成に向けた取組や当該目標の達成状況等を取りまとめ、公表した。（平成23年度より令和2年度まで。令和3年度以降は、木材利用促進本部において取りまとめ、公表）

- ④ 概算要求段階から木造化の計画が適切になされるよう、営繕計画書に関する意見書制度を通じ、毎年度各省各庁より送付された営繕計画書の内容を確認し、必要に応じて木造化に関する個別意見を述べている。

- ⑤ 木造建築物の品質及び性能の確保、設計図書作成の効率化並びに施工の合理化を図ることを目的とした「公共建築木造工事標準仕様書」（関係省庁の統一基準）を制定（令和4年版）した。（平成16年版以降必要に応じて制定）

- ⑥ 木造の官庁施設の計画及び設計に関する標準的な手法及びその他の技術的事項を定めることにより、官庁施設の設計の効率化に資するとともに官庁施設として有すべき性能の確保を図ることを目的とした「木造計画・設計基準及び同資料」を制定した。（平成23年5月10日制定、平成29年3月29日改定）

- ⑦ 全国営繕主管課長会議※注5において、地方公共団体等における木材の利用に取り組んだ事例を収集・整理した「公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集」（平成24年版、令和2年版）と、主に事務用途以外の建築物を対象として、木材利用の技術的事項を整理し、主として設計段階における手引き書とした「公共建築物における木材利用の導入ガイドライン」（平成25年6月）を取りまとめ、公表した。

注5：都道府県及び政令指定都市の営繕担当課、国土交通省大臣官房官庁営繕部により構成。

- ⑧ 公共建築物における木材の利用を推進するために必要となる総合的な専門知識の修得を目的とした「木材利用推進研修」（国土交通大学校）を開催した。（令和3年9月28日～10月1日）（平成27年度より実施）
- ⑨ 木造耐火建築物の整備に関する技術的事項を取りまとめ、「官庁施設における木造耐火建築物の整備指針」を策定した。（平成25年3月29日公表）
- ⑩ 木造建築物の整備の各段階における留意事項を取りまとめ、公表した。
- ・「木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項」（平成27年5月）
 - ・「事例調査を踏まえた木造官庁施設の施工管理・工事監理に関する留意事項集」（令和3年6月）
 - ・「木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項」（平成29年7月）
- ⑪ 中規模木造庁舎（4階建て、3,000 m²、耐火建築物）を軸組構法及びCLTパネル工法として設計する際の課題、配慮すべき事項等を把握するため、試設計を行い、公表した。（令和2年1月17日公表）

（2）今後の方策

- ① 基本方針に基づき、木造化及び内装等の木質化に取り組む。木造化や内装等の木質化に当たっては、CLTや木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術の活用に取り組む。
- ② 概算要求段階から木造化の計画が適切になされるよう、営繕計画書に関する意見書制度を通じ、毎年度各省各庁より送付された営繕計画書の内容を確認し、必要に応じて木造化に関する個別意見を述べる。
- ③ 公共建築分野において木材の利用が更に促進されるよう、引き続き、「木材利用推進研修」やその他の研修等を通じて、木材の利用を担う人材育成、公共建築物の木材利用に関する情報提供に努める。

3 木材利用整備事例

●令和3年度完成 木造化・内装等の木質化の整備事例



農林水産研修所つくば館水戸ほ場(茨城県水戸市)
管理棟(木造化) ※



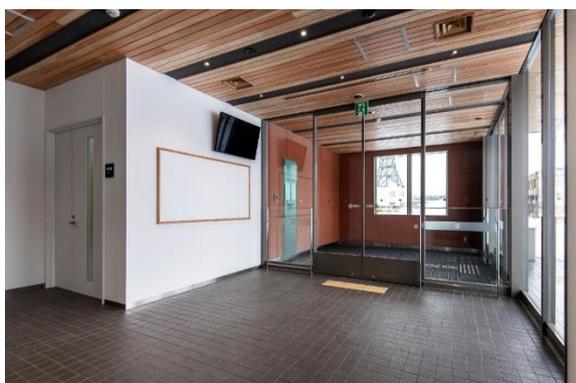
森林技術・支援センター(青森県北津軽郡中泊町)
庁舎(木造化) ※



千葉運輸支局(千葉県千葉市)
倉庫(木造化)



憲政記念館代替施設(東京都千代田区)
屋外倉庫(木造化)



瀬棚海上保安署(北海道久遠郡せたな町)
庁舎(内装等の木質化) ※



春日井公共職業安定所(愛知県春日井市)
庁舎(内装等の木質化) ※

※：県産材を使用

国土交通省（都市局）における木材利用推進状況

1 これまでの取組実績

(1) 各年（直近3ヶ年）の実績

【都市公園事業（全体）】

（単位：m³）

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
木材使用量	5,243	6,923	9,501
うち国産材 (国産材率)	4,228 (80.6%)	4,610 (66.6%)	4,197 (44.2%)

【建築物である公園施設】

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
建築物の整備数	360	402	322
" 延床面積(m ²)	107,341	60,823	37,211
うち木造施設数 (木造率)	114 (31.7%)	159 (39.6%)	133 (41.3%)
" 延床面積(m ²) (木造率)	8,005 (7.5%)	12,312 (20.2%)	9,452 (25.4%)
うち非木造施設数	246	243	189
うち内装木質化数 (木質化率)	75 (30.6%)	61 (25.1%)	80 (42.3%)
木材使用量(m ³)	3,023	4,151	2,429
うち国産材 (国産材率)	2,432 (80.4%)	3,038 (73.2%)	1,920 (79.1%)

【休養施設】

（単位：m³）

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
木材使用量	244	801	825
うち国産材 (国産材率)	163 (66.8%)	499 (62.3%)	494 (59.9%)

【遊戯施設】

（単位：m³）

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
木材使用量	302	658	114
うち国産材 (国産材率)	265 (87.7%)	137 (20.9%)	91 (80.3%)

【管理施設】 (単位：m³)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
木材使用量	749	381	4,356
うち国産材 (国産材率)	640 (85.4%)	355 (93.0%)	595 (13.7%)

【その他の公園施設】 (単位：m³)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
木材使用量	925	931	1,777
うち国産材 (国産材率)	729 (78.8%)	581 (62.4%)	1,097 (61.7%)

2 木材利用推進に向けた具体的な取組や方策

(1) これまでの取組

- ① 平成 16 年 1 月に木材使用事例集「公園における木材の新しい活用に向けて」を発行しており、広報活動を通じて木材利用を促進しているところ。
- ② 令和 2 年 12 月に、公園緑地・景観課公園緑地事業調整官より各地方整備局等の建政部長等及び各都道府県及び政令指定都市の都市公園担当部局長等に対し、都市公園における国産木材等の利用促進について事務連絡を発出。(平成 23 年度より毎年発出)

(2) 今後の方策

- ① 都市公園整備における優良な木材利用の事例を紹介するとともに、引き続き国産木材等の一層の利用促進を呼びかける。
- ② 今後も地域性の尊重、持続可能な循環型社会への移行に資する公園緑地の整備・保全等の観点から、引き続き木材を利用した公園施設の整備促進を図る。

3 木材利用整備事例

●令和3年度整備事例



根室総合運動公園（北海道根室市）：
屋内遊戯施設



蕨市民公園（埼玉県蕨市）：複合遊具



国営木曾三川公園（愛知県江南市）：
フラワーパーク江南 学習棟



国営平城宮跡歴史公園（奈良県奈良市）：
第一次大極殿院南門



丹波並木道中央公園（兵庫県丹波篠山市）：
サイクルステーション



湯の山東第一公園（愛媛県松山市）：四阿

国土交通省（水管理・国土保全局）における木材利用推進状況

1 これまでの取組実績

(1) 各年（直近3ヶ年）の実績

【河川（ダム・河川・砂防・海岸）事業】 (単位：m³)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
木材使用量	7,667	16,980	14,709
うち国産材 (国産材率)	7,237 (94.4%)	9,533 (56.1%)	9,942 (67.6%)

2 木材利用推進に向けた具体的な取組や方策

(1) これまでの取組

- ① 「森を育む川づくり」を公表（平成9年12月22日）
- ② 『間伐材の有効利用を通じた「自然を活かした川」の整備と森林整備との連携』を通知（平成9年12月22日）

【通知の要点】

- ・ 「自然を活かした川」の整備と森林整備の推進
- ・ 都道府県林務部局と各地方建設局、北海道開発局及び都道府県河川及び砂防担当部局で連絡会を設置
- ・ 土木部局は建設関係団体等に趣旨を徹底

- ③ 『間伐材やそれに類する材料を用いた場合の留意事項について』を通知（平成10年4月21日）

【通知の要点】

- ・ 技術活用パイロット事業制度の活用
- ・ 出来型管理の弾力的な対応

- ④ 『公共工事における間伐材の利用推進について』を通知（平成13年9月5日）

【通知の要点】

- ・ グリーン購入法に基づく国土交通省の調達方針における、間伐材の位置付け。
- ・ 河川、砂防事業等における間伐材使用の更なる推進を喚起。

- ⑤ 災害復旧事業について『美しい山河を守る災害復旧基本方針（ガイドライン）』を策定、『河川環境の保全が可能となるような工法の基準』を通知（平成10年6月4日）

『美しい山河を守る災害復旧基本方針（ガイドライン）』を改訂、通知（平成13年6月）

【通知における該当事項】

- ・ 「美しい山河を守る災害復旧基本方針」（ガイドライン）にて工法の一つとして木系護岸（丸太格子、杭柵工、粗朶法覆）を記述

- ・「工法の基準」にて護岸の工法例として木系護岸（丸太格子、杭柵工）への間伐材の活用を記述

⑥『木材を利用した川づくりのすすめ ～間伐材を活かした河川・砂防工事事例集～』（平成18年3月）を国土交通省・林野庁の連携により作成

⑦『公共工事における間伐材の利用推進の徹底について』を通知（平成18年7月5日）

- ・間伐材の利用推進（利用の徹底と新たな工種への利用拡大）
- ・連絡会議の開催と積極的な活用
- ・間伐材の利用推進に向けた環境の整備

（2）今後の方策

今後とも、連絡会議等により需要と供給の調整を図り、護岸工、根固め工、砂防施設等への間伐材の利用促進や利用範囲の拡大の取組みを行う。

3 木材利用整備事例

●令和3年度整備事例



五ヶ瀬川水系大武川（宮崎県延岡市）
『護岸工（丸太柵工）』（宮崎県産）



湘南海岸（神奈川県藤沢市）
『砂防柵工』



吉野川水系祖谷川（徳島県三好市）
『砂防堰堤（残存型柵）』（徳島県産）



黒部川水系黒部川（富山県黒部市）
『木工沈床工』（富山県産）

国土交通省（道路局）における木材利用推進状況

1 これまでの取組実績

(1) 各年（直近3ヶ年）の実績

【道路事業】

（単位：m³）

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
木材使用量 (樹木の支柱)	116	323	85
うち国産材 (国産材率)	109 (94.0%)	315 (97.5%)	74 (87.6%)
木材使用量 (用地管理用柵、木製防護柵等)	472	332	398
うち国産材 (国産材率)	392 (83.1%)	329 (99.1%)	314 (78.9%)
木材使用量 (道の駅等の木製工作物、 斜面小段丸太柵等)	4,267	4,457	3,517
うち国産材 (国産材率)	3,820 (89.5%)	3,980 (89.3%)	3,201 (91.0%)
木材使用量	4,855	5,112	3,999
うち国産材 (国産材率)	4,321 (89.0%)	4,624 (90.5%)	3,590 (89.8%)

(参考) 各年度末の現況

【道路施設】

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
木製防護柵 箇所数 (延長)	1,064 (245km)	1,082 (245km)	1,112 (246km)
木製遮音壁 箇所数 (延長)	40 (14.4km)	40 (14.4km)	40 (14.4km)

2 木材利用推進に向けた具体的な取組や方策

(1) これまでの取組

①道路施設での木材利用

○ 樹木の支柱

街路樹等の高木に、風倒防止、保護・養生するための木製支柱を活用。

○ 用地管理用柵、防護柵等

道路建設予定地として購入済みで工事着手していない用地の立入防止柵や、防護柵等として木材を活用。

○ 道の駅等の木製工作物

道の駅や高速道路のSA・PA等の整備に際し、トイレ、テーブルベンチ、あずまや等に木材を活用。

②道路事業における木材の利用推進についての通知等

○ 木材利用の推進を目的として、最近の木材利用の事例及び歩行者自転車用柵(P種、SP種)の利用の考え方を示した事務連絡を道路局国道・防災課課長補佐、環境安全課道路環境調査室課長補佐、道路交通安全対策室課長補佐より各地方整備局等の道路管理課長等に対し発出。

(H27.3)

○ 国土交通省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」が改定(令和4年2月1日改定)されたことに伴い、道路事業における木材の利用推進を求める事務連絡を道路局国道・技術課企画専門官、同課長補佐、環境安全・防災課課長補佐、道路交通安全対策室企画専門官より各地方整備局等の道路計画課長、道路管理課長等に対し発出(R4.2)

○ 同時に道路事業における公共建築物の木造化及び内装等の木質化推進についての事務連絡を道路局国道・技術課企画専門官、環境安全・防災課課長補佐より各地方整備局等の道路計画課長等に対し発出(R4.2)

(2) 今後の方策

周辺の景観への配慮、木材資源の有効利用、地域の個性ある道づくりの推進、林業等地場産業の振興等の観点から、継続して木材の活用を積極的に推進する。

3 木材利用整備事例

●令和3年度整備事例



駐車場屋根施設
国道232号「道の駅てしお」
(北海道天塩郡天塩町)
※北海道産材を使用



新泉大津パーキング新築工事
4号湾岸線(泉大津大型専用パーキング
エリア、大阪府泉大津市)
※内壁仕上げに大阪府産材を使用



木製防護柵設置
国道2号「道の駅 西条のん太の酒蔵」
(広島県東広島市)
※広島県産材を使用



木製防護柵設置
一般県道生石公園線
(和歌山県紀美野町)
※紀州産材を使用

国土交通省（住宅局）における木材利用推進状況

1 これまでの取組実績

(1) 各年（直近3ケ年）の実績

【低層公営住宅等供給実績】

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設の供給戸数(戸)	1,553	1,173	887
うち木造戸数(戸)	1,139	811	589
(木造率)	(73.3%)	(69.1%)	(66.4%)
〃 延床面積(m ²)	81,350	60,702	39,846
木材使用量(m ³)	15,248	9,922	7,877
うち国産材	10,415	6,457	5,364
(国産材率)	(68.3%)	(65.1%)	(68.1%)

※低層公営住宅等とは、公営住宅、地域優良賃貸住宅（公共供給）のうち、1、2階建てのもので、中層住宅は含まない。

※供給戸数は着工ベース。（東日本大震災による災害公営住宅の供給実績を含む）

2 木材利用推進に向けた具体的な取組や方策

(1) これまでの取組

- ① 木造公営住宅等の建設の推進。
- ② C L T（直交集成板）を用いた建築物が一般的に建てられるようにするため、林野庁とも連携しながら、地震や火災に対する安全性を検証する実験等を実施。その成果を踏まえ、平成28年には、個別の大臣認定を受けなくとも建築できるように、C L Tを用いた建築物の一般的な設計法を策定した。平成31年3月12日には、C L Tの基準強度について、J A Sの等級区分や樹種群に応じた、より高い強度を用いて構造計算を行うことができるように、改正告示を施行。
- ③ 建築基準法を改正（平成30年6月27日公布・令和元年6月25日施行）し、耐火構造等としなくてよい木造建築物の範囲を拡大するとともに、中層建築物において必要な措置を講じることで性能の高い準耐火構造でもよいこととし、構造部材である木材をそのまま見せる「あわらし」の実現を可能とするとともに、防火・準防火地域内の2m超の門・扉について一定の範囲で木材も利用可能とする見直しを実施。
- ④ 建築基準法施行令を改正（令和元年12月11日公布・令和2年4月1日施行）し、木目を活かした内装を実現できるよう建築物の内装制限に係る基準の見直し等を実施。
- ⑤ 木材を用いた耐火構造の構造方法について、これまでに国土交通大臣の認定を受けた構造方法を踏まえ、既に告示において規定している木造の壁に加えて、木造の柱、はり、床、屋根及び階段の仕様の追加（平成30年3月22日）に関する告示を公布・施行。

- ⑥ 建築基準法に基づく告示を改正し、火気使用設備周辺の内装を強化する代わりにそれ以外の部分について木材等による内装を可能とする措置の対象となる用途を拡大する見直しを実施。(令和2年12月28日公布・施行)
- ⑦ 建築基準法に基づく告示を改正し、木材を用いた準耐火構造および防火構造の構造方法について、これまでに国土交通大臣の認定を受けた構造方法を踏まえ、木造の外壁の仕様の追加に関する見直しを実施。(令和3年6月7日公布・施行)
- ⑧ 建築基準法に基づく告示を改正し、CLTの基準強度について、新たに7層7プライ等の層構成を位置付けるよう見直しを実施。(令和4年3月31日公布・施行)
- ⑨ 民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組や、拡大余地のある都市木造建築物を担う設計者の育成・サポート等の取組に対する支援を実施。
- ⑩ 構造・防火面の先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物等の整備に対する支援を実施。
- ⑪ 地域材等資材供給から設計・施工に至るまでの関連事業者からなるグループによる、木造の長期優良住宅や木造の低炭素建築物等の整備に対する支援を実施。
- ⑫ 社会資本整備総合交付金による、木造住宅振興施策をはじめとする地域の実情に応じた住宅政策に対する支援を実施。

(2) 実績の評価

- ① 低層公営住宅等の約66%を木造住宅として整備。
 - ② 木造住宅着工戸数の推移
住宅着工戸数の過半が木造住宅であり、堅調なニーズ有り。
- | | | | |
|-------|--------|-------|-------------|
| 令和元年度 | 木造住宅着工 | 514千戸 | (木造率 58.1%) |
| 令和2年度 | 木造住宅着工 | 467千戸 | (木造率 57.5%) |
| 令和3年度 | 木造住宅着工 | 503千戸 | (木造率 58.1%) |

(3) 今後の方策

今後とも、先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物や優良な木造建築物等の整備、地域材を用いて省エネ性能等に優れた木造住宅の整備、木造住宅の担い手の確保・育成等に対する支援、社会資本整備総合交付金による、木造住宅振興施策をはじめとする地域の実情に応じた住宅政策等の促進に取り組んで参りたい。

3 木材利用整備事例

●低層公営住宅の整備事例



北海道大樹町 日方団地
大樹町産材使用



愛媛県西予市 一の瀬団地
愛媛県産材の CLT 使用

国土交通省（鉄道局）における木材利用状況

1 これまでの取組実績

(1) 各年（直近3ケ年）の実績

【鉄道事業】

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
駅数	56	42	36
延べ面積(m ²)	2,354	611	1,174
木材使用量(m ³)	1,137	452	587
うち国産材 (国産材率)	1,062 (93.4%)	350 (77.4%)	529 (90.1%)

注1：駅施設では、駅本屋、待合室、トイレ、ホーム上家屋等において使用実績がある。

注2：各年度の駅数は、当該年度に完成した駅数である。

2 木材利用推進に向けた具体的な取組や方策

(1) これまでの取組

①各鉄道事業者の自主的な取組による木材利用例は次の通りである。

- ・自然、町並みとの調和を重視し、駅施設に木材を活用。
- ・木の持つ特有の暖かみを考慮し、駅施設および車両等に木材を活用。
- ・地場産業の育成、活用のために、駅施設および車両等に木材を活用

(2) 今後の方策

①環境、景観、意匠などへの意識の高まりから、木材の利用は駅舎等の建築物のみならず、駅構内への諸設備、車両等への幅広い利用実績が見られる。今後とも、駅舎等の建築材料や外装材・内装材、車両の内装材などに木材の利用推進をより一層図るよう鉄道事業者に働きかけて参りたい。

3 木材利用整備事例

●令和3年度の整備事例



西日本旅客鉄道(株)：八木駅



北海道旅客鉄道(株)：SL用客車



上信電鉄(株)：上州新屋駅



あいの風とやま鉄道(株)：新富山口駅



北総鉄道(株)：西白井駅



東日本旅客鉄道(株)：四ツ倉駅

国土交通省（港湾局）における木材利用推進状況

1 これまでの取組実績

(1) 各年（直近3ヶ年）の実績

【港湾事業】

(単位：m³)

事業	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	適用事例
港湾整備事業	木材使用量	833.1	747.7	981.1	
	うち国産材 (国産材率)	268.5 (32.2%)	329.9 (44.1%)	417.7 (42.6%)	
	直轄	木材使用量	782.7	690.0	
	うち国産材 (国産材率)	223.2 (28.5%)	289.3 (41.9%)	379.7 (40.8%)	
補助	木材使用量	50.4	57.7	50.9	仮設材、建屋材等
	うち国産材 (国産材率)	45.3 (89.9%)	40.6 (70.4%)	38.0 (74.7%)	
海岸事業	木材使用量	99.9	177.0	148.2	
	うち国産材 (国産材率)	18.0 (18%)	46.8 (26.4%)	31.1 (21.0%)	
	直轄	木材使用量	77.5	124.6	
	うち国産材 (国産材率)	7.6 (9.8%)	11.9 (9.6%)	0.9 (1.3%)	
補助	木材使用量	22.3	52.4	76.7	仮設材、看板
	うち国産材 (国産材率)	10.5 (46.8%)	34.9 (66.6%)	30.2 (39.4%)	
起債・県単独事業等	木材使用量	13.6	0.5	111.6	仮設材、看板、建屋材等
	うち国産材 (国産材率)	7.2 (52.9%)	0.5 (100.0%)	7.9 (7.1%)	
合計	木材使用量	946.6	925.2	1,240.9	
	うち国産材 (国産材率)	293.7 (31.0%)	377.3 (40.8%)	456.7 (36.8%)	

2 木材利用推進に向けた具体的な取組や方策

(1) これまでの取組

港湾・海岸工事の実施にあたっては、「港湾・海岸事業における間伐材の利用促進について（平成15年1月）」及び「港湾・海岸事業における国産材等の木材利用推進について（令和3年3月）」により、積極的な間伐材の使用や、国産材の木材の利用の促進について各地方整備局港湾空港部長等に通知したところ。

(2) 今後の方策

港湾整備事業（補助）等では、人々が親しみやすい快適な水辺空間を形成するため、親水性を活かした港湾緑地の整備を推進しており、木材をボードウォーク、トイレ等に使用する例も多数見られる。今後も利用者の声を聞きながら、これらの箇所に木材の利用を推進することが考えられる。従って、事業実施に際しては、他の事業との連携も図りつつ、効率的、効果的に木材利用が促進されるよう事業を推進する。

具体的には、歩廊、ベンチ、トイレ、倉庫、旅客ターミナル等の施設について、地元国産材等を利用した整備を推進すべく、事業主体に働きかけて参りたい。

3 木材利用整備事例

●令和3年度の整備事例



函館港（北海道函館市）：函館クルーズターミナル



八代港（熊本県八代市）：コンテナプレートステーション倉庫